

国民健康保険システム標準化 検討・課題事項一覧

令和5年8月22日 現在

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	完了日	備考
4 仕掛	R4.3.18	WT（第2回）	共通的な整理を行う事項	帳票レイアウトについて、標準仕様書でお示しているもの（基本的には市町村事務処理標準システムのレイアウトに準拠）は、これまでの制度改正等の経緯や用紙サイズの制限により、一部最適ではない可能性はあるものの、見やすさ等に極力配慮していると考えている。 しかし、第2回WTにて「枠が小さい、統一性がない」「一部の団体において、通知書や申請書等の市民向け帳票は見やすいとの観点からユニバーサルデザインを取り入れたレイアウトを採用している。」といったご意見を頂き、問い合わせが少なくなること等を目的としたユニバーサルデザインの必要性について考慮する必要があると考えることから、独自のレイアウトを認める、もしくは標準仕様書としてユニバーサルデザインを取り入れたレイアウトに改める等の対応を、各業務と足並みを揃える形で検討する。	【7/20】 全国意見照会の対応方針にて示した通り、ユニバーサルデザインを意識した帳票レイアウトの改善については、ご意見のとおり対応することが望ましいと考えるので、省令様式等に影響が生じると、業務横断的な検討が必要であり国保単独で検討するものではないこと等に加え、従来より市区町村が府内で統一した取り組みとして検討・対応するものであったことから、標準仕様書【第1.0版】としての対応は見送ることとし、全国意見照会のご意見も含めて、今後の他業務の状況を考慮して引き続き検討していくこととする。 なお、ユニバーサルデザインという枠組みでは対応を見送るもの、個々の項目に対しての改善要求が届いた際には、対応可否を検討の上、今後対応を行うものとする。 【2/20】 デジタル庁や関係省庁と協議し、他業務の状況も踏まえて標準仕様書への取り込みを検討する。そのため、令和5年度以降の対応が見込まれることから、検討・課題事項一覧にて令和5年度以降も引き続き管理を継続する方針とする。 なお、令和7年度までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては改めてお示しすることとする。 【3/23】 令和5年度以降も引き続き検討・課題事項とさせていただく。 【8/24】 ユニバーサルデザインに対応した帳票レイアウトは示さず、参考として帳票デザイン基本方針を示す対応方針案について、本WTにてご意見をいただき、その結果を踏まえて対応を行うこととする。	事務局			
6 仕掛け	R4.7.26	合同WT（第2回）	全国意見照会結果を踏まえた検討課題について	各都道府県及び各市区町村独自の医療費助成制度（以下、「地方単独事業」という。）に関する事務処理については、原則外付けシステム等での対応を前提とし、外付けシステムの処理結果を標準準拠システムに取り込むことを最低限必要な機能要件として標準仕様書に示す方針は維持するものの、数ある地方単独事業のなかでも、上限額や割合をパラメータで設定する等の標準化できる機能が存在する可能性もあるため、標準仕様書【第1.0版】が公開された以降、標準化の可否を検討した上で、標準化が可能な機能が存在した場合には標準仕様書に取り込み、標準化できない機能については外付けシステムの開発に必要な要件を仕様書案として特例的に示す等の対応も視野に検討を行うこととする。	【12/5】 引き続き厚生労働省と協議し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で検討を行う。 【2/20】 医療DX推進本部のうち、診療報酬改定DXでは、医療機関等が導入しているレセプトを算定するプログラムを共通化し、審査支払機関が提供する仕組みを検討している。このプログラムの機能では、患者の自己負担額を計算するため、地方単独事業も計算の対象とする必要があり、地方単独事業を取りまとめ、プログラム上、地単公費マスターを作成する必要があるところ。 ここで作成する地単公費マスターは、全国都道府県・市区町村の地方単独事業における対象範囲、助成方法、助成内容等が網羅されるごとから、標準システムでの機能要件としても流用することを検討する。 その先駆けとして、厚生労働省が「地方公共団体の医療費助成事業の実態調査について（依頼）」（令和5年2月13日付け事務連絡）を発出し、各都道府県、各政令市、各中核市を対象に、地方単独事業に係る実態調査を実施しているところ。なお、地単公費マスターは令和6年度までの取りまとめを目指している。 なお、令和7年度までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては改めてお示しすることとする。 【3/23】 令和5年度以降も引き続き検討・課題事項とさせていただく。 【8/24】 厚生労働省より地単公費マスターに係る方針が示され次第、対応を検討することとする。	事務局			
7 仕掛け	R4.7.26	合同WT（第2回）	全国意見照会結果を踏まえた検討課題について	特定健診については、各市町村において使用しているシステムが様々でありその実態も不明確な点が多いことから、標準仕様書【第1.0版】には記載せず、標準仕様書【第1.1版】以降に反映する予定とする。	【12/5】 現在、厚生労働省において、業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められていることから、検討状況を鑑みて標準仕様書への取り込みを検討する。 【2/20】 令和5年度以降の対応が見込まれることから、検討・課題事項一覧にて令和5年度以降も引き続き管理を継続する方針とする。 なお、令和7年度までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては改めてお示しすることとする。 【3/23】 令和5年度以降も引き続き検討・課題事項とさせていただく。 【8/24】 現在、厚生労働省において、業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められていることから、検討状況を鑑みて標準仕様書への取り込みを検討する。	事務局			
11 仕掛け	R5.8.24	合同WT（第1回）	統合収滞納機能について	令和5年3月末にデジタル庁より公開された共通機能標準仕様書【第2.0版】においては、統合収滞納管理機能に係る要件が示され、市町村において収滞納管理機能を持たない各業務システムを利用する場合であっても、統合収滞納管理機能を実装することで標準準拠しているものみなす方針が示されている。 国保標準仕様書【第1.1版】で規定した収滞納管理機能については、上述したとおり税務システム標準仕様書で示された要件と同等の要件としていることから、一部、国保業務において過剰となる機能も含んでいると考えられる。加えて、デジタル庁より統合収滞納管理機能の標準仕様が示されたことから、国保標準仕様書においては、次回の改版に向けて、収滞納管理機能の標準仕様の見直しが必要と考えている。	【8/24】 国保において過剰となる実装必須機能について整理したうえで、実装類型を標準オプション機能に見直し、令和6年1月の国保標準仕様書【第1.2版】の公開までの期間において標準仕様書の見直しを行う対応方針案について、本WTにてご意見をいただき、その結果を踏まえて対応を行うこととする。	事務局			